

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 号外第4 (令和3年3月31日発行) | 発行日 5日、15日、25日                    |
| <b>横 浜 市 報</b>     | 発行所<br>横浜市役所<br>横浜市中区本町6丁目50番地の10 |

目 次

頁

[条例]

△ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】

2

---

## 条 例

---

横 浜 市 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 3 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 23 号

横 浜 市 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 72 条 の 3 第 1 号 及 び 第 2 号 中 「 同 条 第 4 項 」 の 次 に 「 又 は 第 5 項 」 を 加 え る 。

附 則 第 16 条 の 6 第 3 項 中 「 令 和 3 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 3 年 12 月 31 日 」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は 、 令 和 3 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 軽 自 動 車 税 に 関 す る 経 過 措 置 ）

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 市 税 条 例 の 規 定 は 、 この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 に 取 得 さ れ た 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 に 対 し て 課 す べ き 軽 自 動 車 税 の 環 境 性 能 割 に つ い て 適 用 し 、 同 日 前 に 取 得 さ れ た 3 輪 以 上 の 軽 自 動 車 に 対 し て 課 す る 軽 自 動 車 税 の 環 境 性 能 割 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。